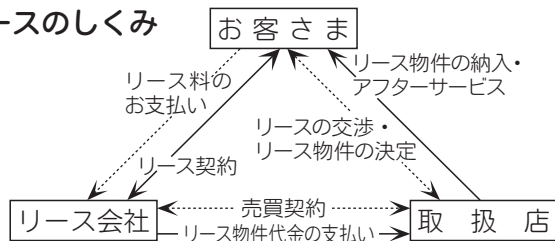


<リース契約について>

リースのしくみ



お客さまへ（ご注意）

- お申込みされるご本人（連帯保証人を含む）がご記入・押印願います。
- リース申込書（4. お客さま用）は、契約成立後、「契約の内容を明らかにする書面」となりますので、大切に保管してください（リース契約約款および個人情報取扱規程も大切に保管してください）。
- リース料の初回お支払日は、リース物件設置完了日（リース開始日）の翌々月27日となります。
 - 契約書面の不備などにより、初回お支払日を変更いただく場合があります。
 - 27日が金融機関の休業日である場合は、直後の金融機関営業日となります。また、システム処理の事情により、一両日遅れる場合がございます。
 - 初回お支払日等の契約内容は、後日当社より送付する「ご請求内容のおしらせ」でもご確認ください。
- リース物件には原則として「動産総合保険」を付保しております。この保険内容の詳細は、取扱店または当社にお問い合わせください。当社ホームページにも掲載しております。
- リース契約中は、原則として中途解約はできません。
- リース契約期間中の物件の所有権は当社（東京ガスリース株式会社）にあります。
- リース物件が長期使用製品安全点検制度の対象となる特定保守製品の場合、リース契約時に当社が所有者（当社）情報と使用者情報（設置住所・型式・製造番号等）をメーカーに登録します。
 - リース期間の満了や中途解約などによりお客さまへリース物件の所有権が移転した場合、当社は特定保守製品の所有者をお客さまに変更する登録を行います。
 - 点検期間開始時期の6か月前から点検についてのご案内状をメーカーもしくは当社からお客さまに送付します。
 - その際の点検費用はリース料金に含まれておりません。
 - 点検費用はお客さまのご負担となります。また、点検後、整備（修理）が必要とされた場合は、その修理代、技術代、出張料等が別途発生し、これらの費用はお客さまのご負担となります。

【リース契約に関するお問合せ・ご相談窓口】

東京ガスリース株式会社
 〒163-1064 東京都新宿区西新宿3-7-1
 電話 03-5322-1125 <https://www.tg-lease.co.jp/>
 営業時間 平日 9:00~17:00
 （土・日・祝日及び年末年始、5月1日を除く）

お客さまに必ずお渡し下さい

リース Q & A

- Q 1：リース物件の維持・管理はどうなりますか**
 A：リース期間中の維持・管理はお客さまご自身で行っていただけます。
- Q 2：中途解約はできますか**
 A：原則として中途解約はできません。やむを得ない事情により中途解約する場合は、残存リース料（消費税等を除く。）全額に当社規定の乗率を掛け、リース物件設置完了日時時点で消費税率を適用した消費税額を加えた金額を一括してお支払いいただいた上で、①リース物件をお客さまへ譲渡、または②当社へ返還、のいずれかを選択いただけます。当社へ返還いただく場合の必要な費用（取外し・引取り・運搬費用など）はすべてお客さまのご負担となります。また、リース物件により廃棄処分費用をご負担いただく場合があります。
- Q 3：リース期間が満了するとどうなりますか**
 A：リース期間満了が近づきましたら「リース契約終了のご案内」を送付します。リース物件はリース料などの債務が完済されていることを条件に、返還もしくはお客さまへの無償譲渡のいずれかを希望する旨を当社にご連絡いただけます。当社へ返還いただく場合の費用（取外し・引取り・運搬費用など）はすべてお客さまのご負担となります。また、リース物件により廃棄処分費用をご負担いただく場合があります。上記のご連絡がない場合は無償譲渡の手続きとさせていただきます。
- Q 4：動産総合保険とは、どのようなものですか**
 A：リース契約期間中に偶発的な事故によりリース物件に生じた損害を補償するものです。
 【保険の対象となる損害】
 ■火災 ■落雷 ■破裂・爆発 ■盗難 ■漏損 ■雪害・風害
 ■水災 ■破損
 【保険の対象とならない主な損害】
 ■地震、噴火またはこれらによる津波により生じた損害 ■故意または重大な過失による損害 ■リース物件の欠陥等に起因する損害 ■自然消耗、さび、カビ、変色、虫食などによる損害 ■修理、清掃等の作業上の過失による損害 ■戦争、暴動、変乱による損害 ■公権力の行使による損害 ■詐欺、横領による損害 ■偶発的な外来の事故に起因しない電気的事故、機械的事故による損害 など
 【事故が発生したときは】
 ・速やかに当社または取扱店までご連絡ください。その際、「リース契約者名」「契約番号」「事故発生の日時・場所・原因」などを担当者へお伝えください。
 【保険手続きについて】
 ・保険会社への申請手続きは当社が行います。その後、保険会社は損害調査等の審査手続きを行います。
 ・保険会社が保険金の支払いを決定した場合、当社が保険金を受領した上で、以下のとおり取り扱います。
 (1) お客さまがリース物件をすでに修理し、修理費用を負担したときは、その費用に充当します。
 (2) リース物件が全損や滅失したときは、解約精算金など所定の精算金に充当します。
 (3) 保険金が修理費用もしくは解約精算金など所定の精算金に満たない場合は、差額はお客さまにご負担いただけます。
 ・保険金の支払限度額は、リース契約の経過年月数により減少していきます。
- Q 5：修理サービスとはどのようなものですか**
 A：修理が必要となったリース物件に、修理サービスが付帯されている場合は、お客さまに修理費用を負担いただくことなく、修理することができます。当社の免責事項については右記5.をご参照ください。（※修理サービスの付帯がある場合）

お客さま チェック・確認欄

以下の内容をご確認いただき、各項目の□をお客さまご自身で確認[チェック(✓)]をお願いいたします。

- リース物件について
 - リース物件は、お客さまが取扱店と商談の末に決定されたものであり、当社はこの決定について何ら責任を負いません。リース契約期間中の物件（機種）交換はできません。
 - リース物件には、同梱の付属品（オプション）を含みます。
 - リース契約期間中は、リース物件をご契約者以外の第三者に貸与、売却することはできません。
- リース物件の所有権について
 - リース期間中の所有権は当社にあります。
 - リース期間の満了に際し、リース料などの債務が完済されていることを条件に、リース物件の返還もしくはお客さまへの無償譲渡のいずれかを希望する旨のご連絡をいただきます。無償譲渡を希望した際は、リース物件の所有権をお客さまに移転します。リース物件の返還を希望した際の返還に必要な費用（取外し・引き取り・運搬費用など）はすべてお客さまのご負担となります。また、リース物件により廃棄処分費用をご負担いただく場合があります。
- 中途解約について
 - ご契約者のやむを得ない事情による場合、またはご契約者以外の人に貸与（転貸）、売却する場合等により中途解約をされる場合は以下の手続きとなります。
 - 残存リース料（消費税等を除く。）全額に当社規定の乗率を掛け、リース物件設置完了日時時点で消費税率を適用した消費税額を加えた金額を一括してお支払いいただいた上で、①リース物件をお客さまへ譲渡、または②当社へ返還、のいずれかを選択いただけます。当社へ返還いただく場合の必要な費用（取外し・引取り・運搬費用など）はすべてお客さまのご負担となります。当社規定の乗率は当社ホームページに掲載しています。
- 転居について
 - 転居先へのリース契約を継続しての移設は原則できません。転居時は中途解約の手続きが必要となります。
- 修理サービスについて（※修理サービスの付帯がある場合）
 - リース期間中、リース物件に修理が必要となった場合において、お客さまに修理費用を負担いただくことなく修理することができます。ただし、お客さまの故意による故障の場合など、修理サービスを適用できない場合（当社の免責事項）があります。

<当社の免責事項>

 - リース物件以外の故障および損傷
 - お客さまの故意、過失、または改造による故障および損傷
 - リース物件設置後にお客さまが取付場所を移動したことによる故障および損傷
 - 当社の指定以外の者が点検や修理をしたことによる故障および損傷
 - 火災、風水害および地震などの天災地変による故障および損傷
 - オーバーホール、クリーニングおよび消耗品の交換
 （例）ビルトインコンロのゴトク、トッププレート（天板）、グリルの汚れ、電池など
- 動産総合保険について
 - リース物件は動産総合保険を付保していますが、地震や噴火、お客さまの故意または重大過失によりリース物件に損害が生じ修理が必要な場合は、この費用はお客さまにご負担いただけます。
- その他同意確認事項
 - 東京ガス株式会社が提供するガス機器スペシャルサポートを含む本リース契約以外の修理サービスに加入している場合もしくは加入予定の場合は、サービスの適用範囲を含むそのサービス内容を予め確認した上で、本リース契約の修理サービス付帯有無を選択しました。

※詳しくはリース契約約款をご確認ください